

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（抄）
新旧対照条文

◎ 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）（抄）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法附則第二条の二第一項の脱退一時金の支給要件等） 第五十九条 法附則第二条の二第一項第二号の個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額は、第一号から第三号までに掲げる額を合算した額から第四号及び第五号に掲げる額を合算した額を控除して得た額とする。</p> <p>一 脱退一時金の支給を請求した日（以下この項及び次条第二項において「請求日」という。）が属する月の前月の末日における企業型年金の個人別管理資産の額</p> <p>二（五）（略）</p>	<p>（法附則第二条の二第一項の脱退一時金の支給要件等） 第五十九条 法附則第二条の二第一項第二号の個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額は、第一号から第三号までに掲げる額を合算した額から第四号及び第五号に掲げる額を合算した額を控除して得た額とする。</p> <p>一 脱退一時金の支給を請求した日（以下この項及び次条第一項において「請求日」という。）が属する月の前月の末日における企業型年金の個人別管理資産の額</p> <p>二 企業型年金加入者の資格を喪失した日までに事業主（企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を拠出する場合にあっては、事業主及び企業型年金加入者）が拠出することとなっていた掛金であつて、請求日が属する月の前月の末日までに拠出していないものの額</p> <p>三 法第五十四条第一項又は第五十四条の二第一項の規定に基づき企業型年金の資産管理機関に移換することとなっていた資産であつて、請求日が属する月の初日から請求日までの間に移換されたものの額</p> <p>四 法第三条第三項第十号に掲げる事項を規約で定めている場合</p>

2・3 (略)

(法附則第三条第一項の脱退一時金の支給要件等)

第六十条 法附則第三条第一項第三号の政令で定める期間は、一月以上五年以下とする。

2/5/6 (略)

にあつては、当該規約により事業主に返還されることとなる額
五 法第五十四条の四第二項又は中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定により移換することとなつていた個人別管理資産であつて、請求日が属する月の初日から請求日までの間に移換するものの額

2 法附則第二条の二第一項第二号の政令で定める額は、一万五千円とする。

3 法附則第二条の二第三項の政令で定める額は、同条第一項の請求をした者の当該請求をした日以後の企業型年金規約で定める日(その支給を請求した日から起算して三月を経過する日までの間に限る。)における当該企業型年金の個人別管理資産額とする。

(法附則第三条第一項の脱退一時金の支給要件等)

第六十条 (新設)

法附則第三条第一項第三号の個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額は、第一号から第三号までに掲げる額を合算した額から第四号及び第五号に掲げる額を合算した額を控除した額とする。

一 請求日が属する月の前月の末日における個人別管理資産の額
二 企業型年金加入者の資格を喪失した日までに事業主(企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を拠出する場合にあつては、事業主及び企業型年金加入者)が拠出することとなつていた掛金であつて、請求日が属する月の前月の末日までに拠出していないものの額

三 法第五十四条第一項若しくは第五十四条の二第一項の規定に基づき企業型年金の資産管理機関に移換することとなつていた資産又は法第七十四条の二第一項の規定に基づき連合会に移換

-
- 4 | 法附則第三条第一項第三号に規定する通算拠出期間を算定する場合において、同一の月が同時に同号に規定する企業型年金加入者期間（法第五十四条第二項又は第五十四条の二第二項の規定により算入された法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者にあつては、当該通算加入者等期間を含む。以下この項において同じ。）及び同号に規定する個人型年金加入者期間（法第七十四条の二第二項の規定により算入された法第七十三条において準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者にあつては、当該通算加入者等期間を含む。以下この項において同じ。）の算定の基礎となるときは、その月は、企業型年金加入者期間及び個人型年金加入者期間のうち一の期間についてのみ、その算定の基礎とするものとする。
 - 5 | 企業型年金の企業型年金加入者であつた者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）は、法附則第三条第一項の規
 - 2 | 法附則第三条第一項第三号の政令で定める額は、二十五万円とする。
 - 3 | 法附則第三条第四項の政令で定める額は、同条第一項の請求をした者の当該請求をした日以後の個人型年金規約で定める日（その支給を請求した日から起算して三月を経過する日までの間に限る。）における当該個人別管理資産額とする。
 - 4 | 法附則第三条第一項第三号に規定する通算拠出期間を算定する場合において、同一の月が同時に同号に規定する企業型年金加入者期間（法第五十四条第二項又は第五十四条の二第二項の規定により算入された法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者にあつては、当該通算加入者等期間を含む。以下この項において同じ。）及び同号に規定する個人型年金加入者期間（法第七十四条の二第二項の規定により算入された法第七十三条において準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者にあつては、当該通算加入者等期間を含む。以下この項において同じ。）の算定の基礎となるときは、その月は、企業型年金加入者期間及び個人型年金加入者期間のうち一の期間についてのみ、その算定の基礎とするものとする。
 - 5 | 企業型年金の企業型年金加入者であつた者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）は、法附則第三条第一項の規
 - 2 | 法附則第三条第一項第三号の政令で定める額は、二十五万円とする。
 - 3 | 法附則第三条第四項の政令で定める額は、同条第一項の請求をした者の当該請求をした日以後の個人型年金規約で定める日（その支給を請求した日
-

定による支給の請求は、法第八十二条第一項の規定による個人別管理資産の移換の申出と同時に行わなければならない。